

住宅等リフォーム補助金 Q&A

○補助金制度の概要について

Q1 住宅等リフォーム補助金の目的とは

A 物価高騰対策に対する国の「重点支援地方交付金」を活用して、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を促進するためです。

Q2 補助額について詳しく教えてほしい

A 補助対象となる工事の費用は税込みで20万円以上、補助率は工事費の20%で補助額の上限は10万円です。例えば40万円(税込み)のリフォームならば補助金は8万円、100万円以上費用が掛かるリフォームでも補助金額は10万円が限度になります。

Q3 補助対象期間はいつからいつまでなのか

A 令和7年8月1日に申請の受付を開始してから、令和8年1月末日までに工事が完了する工事の内容ならば申請を受け付けます。申請の期限は令和7年12月26日(金)午後5時までに必着とします。

Q4 リフォーム工事に取りかかっていて後に補助金がもらえることを知ったのだがこの場合も申請できるのだろうか

A 遅りの工事は認めていないため着工後の申請はできません。

○補助対象者について

Q5 申請者としての条件は

A 玉村町に住民登録がある方で、対象住宅の所有者及び世帯全員に町税等の滞納のない方。または、町内に店舗等がある個人・法人を対象とします。また、住宅等改修工事において国や県、町の他の補助・助成制度を受けていない方、このすべての条件に該当する方を対象とします。

Q6 以前リフォーム補助金(令和2年度、4年度)を申請したが、またリフォームをしたいのでもう一度補助金の申請をしたい

A 以前の補助金申請の有無に関わらず補助対象です。

Q7 リフォームする住宅の所有者以外の者が申請することはできるのか

A 建物の所有者が申請しなければならないが、所有者と異なる人物が申請する際は住宅等の場合と店舗等の場合で異なります。住宅等の場合は所有者の2親等以内の親族までが代理申請できます。店舗等の場合は建物所有者の同意を得られれば申請できます。どちらの場合も同意書を申請書に添付する必要があります。

Q8 世帯員に納税未確認の人がいた場合はどのような場合でも交付決定はできないのか

A 所有者及び世帯全員に町税等の延滞のない方、という条件があるので世帯員に一人でも納税の確認ができない場合は交付決定できません。しかし、納税未確認の方が既に世帯から除かれている場合はこの限りではありません。

○補助対象となる工事施工業者について

Q9 施行業者はどこでも大丈夫なのか

A 事前に町で認定を受けている業者（法人・個人）が施工する工事に限ります。認定業者は、町ホームページ等で公開しています。

○補助対象となる建築物について

Q10 事業用住宅に居住しているが申請はできないのか

A 事業用住宅は店舗として利用しているのであれば、個人事業主・法人として申請可能です。また、個人所有の一戸建ての住宅の中に個人で居住している部分及び、店舗又は事業所などの部分があり、それらが一体となって利用されている建築物で、自己の居住に要する部分は個人として申請可能です。

Q11 アパートの浴槽をユニットバス化したいので補助金を出してほしい

A 賃貸住宅なので申請を受け付けておりません。

Q12 お寺の外部工事の修繕を行いたいので申請をしたいのだが補助金は出るのか

A お寺の場合、住宅等・店舗等に該当しないため補助対象にはなりません。しかし、個人で居住している部分は個人として申請可能です。

Q13 町内在住で物件を2件所有している。現在住んでいる物件ではなく、もう1件の空き家をリフォームしたいが補助対象になるか

A 交付要綱に「個人所有の住宅で自己又は2親等以内の親族が居住の用に供する※1建築物」と記載しているとおり、空き家のリフォームは補助対象外です。

※1 居住の用に供するとは、その者が真に居住の意思をもって客観的にもある程度の期間継続して生活の拠点としてその家屋を利用していること（租税特別措置法第41条第1項から抜粋）

○補助対象となる工事内容について

Q14 エアコンを設置したいのだがその場合でも補助対象になるのか

A 電気製品の取付工事なので対象外です。

Q15 システムキッチンのコンロ部分の交換、キッチンパネルを貼り付ける工事を行いたいのだがこの場合対象になるのか

A システムキッチンのビルトインコンロの交換は、建築設備の一部とし補助対象です。キッチンパネルの張り付け工事も壁の張替え工事と同様とし、内部工事に含まれ補助対象工事になります。但し、テーブルコンロ・1口コンロ・カセットコンロ・バーベキューコンロ等の交換は対象外です。

Q16 給湯器の設置をしたいのだがその場合でも補助対象になるのか

A 機器単体の設置・交換になるので対象外です。また、補助対象工事における付随工事として、給湯器を設置・交換する工事も補助対象外です。

Q17 既存の便器を新しい便器に入れ替えたいので業者に設置工事などを依頼したのだが申請はできるのか

A 便器を入れ替えるのみの工事でも補助対象となります。ただし、便座のみの交換は、電気製品の取り付け工事と同程度のものとして、補助対象外とします。

Q18 ウッドデッキ、サンルームなどを新たに設置したいが、補助対象となるのか

A 補助対象外です。

Q19 住宅と一体となっているガレージをリフォームしたいが、補助対象となるか

A 住居とガレージが一体となった建築物の場合、ガレージ部分は倉庫等の改修工事と判断し補助対象外です。

Q20 家の柱などがシロアリによって傷んだので工事しようと思うのだが、この場合のシロアリ駆除によりかかる料金の請求はできるのか

A 補助対象外です。

○補助金の申請手続きについて

Q21 申請書などの提出はメールやFAX、郵送でも大丈夫か

A メール、FAXでは受け付けていません。玉村町役場経済産業課商工労働係（勤労者センター）の窓口にお持ちいただき、郵送でお送りください。

Q22 補助金の支払いはどのようにして行われるのか

A 工事が完工し、実績報告書と請求書を提出していただき、手続き終了後に申請者本人の指定銀行口座に補助金を振り込みます。

Q23 申請時に工事額が既に50万円以上掛かり補助金額が満額の10万円であっても、追加工事で工事金額が上がる場合、交付変更申請書を提出しなければならないのか

A 交付変更申請は交付金額に影響がある場合のみ提出であり、このケースでは補助金額は満額の10万円の給付なので提出しなくて構いません。しかし工事を省いたりして補助金額が申請時より下がり申請当初の交付金額に影響してしまう場合は提出する必要があります。

Q24 変更申請書はどういった場合に出せば良いか

A 当初申請していた補助金額に変更がある場合に提出します。施工期間が予定期間より延びてしまっても提出しなくて良いですが(施工期間の延長は令和8年2月28日まで)、施工期間が大幅に延びる場合は連絡をお願いします。